

公 告
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により，定期監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成 23 年 11 月 17 日

茨城県監査委員 藤 島 正 孝
同 小 沼 均
同 齋 藤 良 彦

監査対象機関名 茨城県保健福祉部障害福祉課	監査実施年月日 平成 23 年 7 月 25 日
○監査の結果 事務の執行について，次の指摘事項があった。 精神障害者等搬送業務委託等について，組織内部のチェック体制や指導監督が有効に機能せず，契約書を偽造するなど不適正な事務処理があったことは適切でない。	
○上記に対する措置状況 所属長等管理監督の立場にある者が，職員が行う事務手続き等についてより厳密に内容の確認等を行うとともに，職員の事務執行の進行管理を徹底することによって，組織内部のチェック機能を強化し，再発防止を図ることとした。	

<p>監査対象機関名 茨城県西農林事務所</p>	<p>監査実施年月日 平成 23 年 7 月 27 日</p>
<p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 当事務所の支所である境土地改良事務所が発注した工事について、入札談合等関与行為に関し公正取引委員会の調査を受け、事業者に対し「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令がなされる事態となったことは、著しく適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 公正取引委員会の立入調査後の平成 22 年 1 月より、指名業者数の拡大等入札執行条件について改善を行った。 また、事務所職員に対し、入札談合等関与行為防止法に関する職場研修を実施し、法令遵守、綱紀粛正の徹底を図った。 今後は、入札談合等関与行為調査委員会の調査結果・意見を踏まえ、適正な改善措置を全力で進めていく。</p>	
<p>監査対象機関名 茨城県西農林事務所境土地改良事務所</p>	<p>監査実施年月日 平成 23 年 7 月 27 日</p>
<p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 当事務所が発注した工事について、入札談合等関与行為に関し公正取引委員会の調査を受け、事業者に対し「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令がなされる事態となったことは、著しく適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 公正取引委員会の立入調査後の平成 22 年 1 月より、指名業者数の拡大等入札執行条件について改善を行った。 また、事務所職員に対し、入札談合等関与行為防止法に関する職場研修を実施し、法令遵守、綱紀粛正の徹底を図った。 今後は、入札談合等関与行為調査委員会の調査結果・意見を踏まえ、適正な改善措置を全力で進めていく。</p>	
<p>監査対象機関名 茨城県境工事事務所</p>	<p>監査実施年月日 平成 23 年 7 月 27 日</p>
<p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 当事務所が発注した工事について、入札談合等関与行為に関し公正取引委員会の調査を受け、事業者に対し「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令がなされる事態となったことは、著しく適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 事務所職員に対し、綱紀粛正の徹底を図った。 さらに、公正かつ自由な競争が正しく行われるように、事業者に対して法令を遵守するよう求めることとする。 今後は、入札談合等関与行為調査委員会の結論を踏まえ、必要な措置を講じていく。</p>	